



# 新たな加算措置が創設されます

## 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

### 1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

田んぼダム未実施

### 2. 加算措置の要件

#### ①事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載すること。

#### ②実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムに取り組むこと。

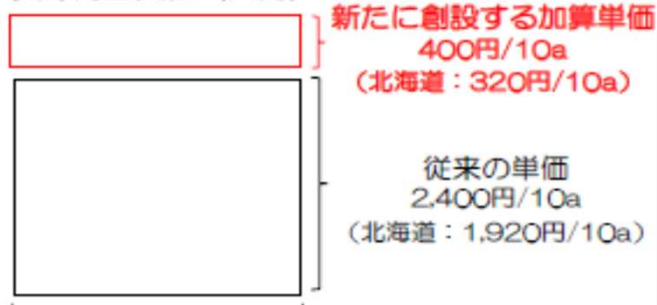
### 3. 加算単価

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

※ 本支払の活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

資源向上支払（共同）



事業計画期間5年

注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。

注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。